年金2次 簡記問題集 DC編

hyaraguchi

■目次

1	企到	美型年金の開始	2
	問 1	DC 法の目的	2
	問 2	簡易企業型年金	3
2	企業	美型年金加入者等	4
	問 1	加入可能年齢の変更・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
	問 2	一定の資格	5
	問 3	資格取得の時期	6
3	掛会		7
	問1	事業主掛金の年単位化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7
	問 2	事業主掛金の算定方法:不当に差別的なもの........................	9
	問 3	選択制 DC:従業員への説明	0
	問 4	企業型年金加入者掛金:不当に制約されるものではないこと 1	1
	問 5	加入者掛金の変更	2
4	他制	到 度掛金相当額 1	3
	問1	他制度掛金相当額:加入者掛金の取り扱い	3
	問 2	他制度掛金相当額の算定にかかる経過措置	4
	問 3	休職等の取り扱い	5
5	給作	1·	6
	問1	老齢給付金の支給要件:通算加入者期間 1	6
6	制度	度移換・終了 1	7
	問1	退職手当制度からの移換 1	7
7	個人	人型掛金 15	8
	問1	中小事業主掛金	8
	問 2	中小事業主掛金:一定の資格	9
8	ポ-	-タビリティ 2 ¹	0
	問1	個人別管理資産の移換時の説明義務①	0
	問 2	個人別管理資産の移換時の説明義務②2	1

企業型年金の開始

問1 DC 法の目的

以下は、確定拠出年金法第1条(目的)を引用したものであるが、いくつかの箇所に誤りが含まれている。 誤りの含まれている箇所を列挙し、正しい内容に修正しなさい。

確定拠出年金法

(目的)

第一条 この法律は、少子高齢化の進展、産業構造の変化等の社会経済情勢の変化にかんがみ、事業主が従業員と給付の内容を約し、高齢期において従業員がその内容に基づいた給付を受けることができるようにするため、確定拠出年金について必要な事項を定め、国民の高齢期における所得の確保に係る自主的な努力を支援し、もって公的年金の給付と相まって国民の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とする。

(自作)

- ポイント ―

DB 法と DC 法の目的は非常によく似ているのでセットで覚えるとよい。

確定給付企業年金法

第一条 この法律は、少子高齢化の進展、産業構造の変化等の社会経済情勢の変化にかんがみ、事業主が従業員と給付の内容を約し、高齢期において従業員がその内容に基づいた給付を受けることができるようにするため、確定給付企業年金について必要な事項を定め、国民の高齢期における所得の確保に係る自主的な努力を支援し、もって公的年金の給付と相まって国民の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とする。

確定拠出年金法

第一条 この法律は、少子高齢化の進展、高齢期の生活の多様化等の社会経済情勢の変化にかんがみ、個人又は事業主が拠出した資金を個人が自己の責任において運用の指図を行い、高齢期においてその結果に基づいた給付を受けることができるようにするため、確定拠出年金について必要な事項を定め、国民の高齢期における所得の確保に係る自主的な努力を支援し、もって公的年金の給付と相まって国民の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とする。

- (誤) 産業構造の変化 ⇒ (正) 高齢期の生活の多様化
- (誤)事業主が従業員と給付の内容を約し、高齢期において従業員がその内容に基づいた給付を受ける ことができるようにするため
 - ⇒ (正)個人又は事業主が拠出した資金を個人が自己の責任において運用の指図を行い、高齢期においてその結果に基づいた給付を受けることができるようにするため

問 2 簡易企業型年金

確定拠出年金法第3条第5項に規定されている簡易企業型年金とそれ以外の通常の企業型年金の違いについて、加入者の範囲、掛金の算定方法、加入者掛金の額の選択肢、対象運用方法の数、対象の企業規模の観点から記載しなさい。

(自作)

- ポイント ――

それぞれ以下の法令に記載がある。

● 加入者の範囲:法第3条第5項第1号

掛金の算定方法:令第10条の3

加入者掛金の額の選択肢:解釈第 1-3(3)対象運用方法の数:令第 16 条第 2 項対象の企業規模:法第 3 条第 5 項第 2 号

	簡易 DC	通常の DC	
加入者の範囲	第 1 号等厚生年金被保険者全員	第 1 号等厚生年金被保険者	
加入有少蛇四	(一定の資格を定めることは <mark>できない</mark>)	(一定の資格を定めることは <mark>できる</mark>)	
掛金の算定方法	定額のみ	定額、定率、定額 + 定率	
加入者掛金の額の選択肢	1つでも可	必ず2つ以上	
対象運用方法の数	2 本以上 35 本以下	3 本以上 35 本以下	
対象の企業規模	企業型年金加入者資格を有する者が 300 人以下	-	

■ 企業型年金加入者等

問1 加入可能年齢の変更

「年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律」(令和2年6月5日公布)により確定拠出年金の加入可能要件の見直し等が実施されることに関し、次の(a)および(b)の内容を簡記しなさい。

- (a) 令和 4 年 5 月 1 日施行の企業型年金における加入可能年齢の変更について
- (b) 令和 4 年 5 月 1 日施行の個人型年金における加入可能年齢の変更について

引用元:年金1 2020 問 2(2)③

- ポイント ―

令和2年6月の法改正による加入要件緩和に関する問題。

	法改正前	法改正後
企業型年金(法第9条)	厚生年金保険の被保険者	厚生年金保険の被保険者
正未至中亚(仏角 5 未)	のうち 65 歳未満の者	序工中並体例の似体映石
個人型年金(法第 62 条)	国民年金の被保険者	国民年金の被保険者
四八王十亚(仏角 02 木)	のうち 60 歳未満の者	四八十並の次体例名

- (a) 令和4年5月1日施行以前は、厚生年金保険の被保険者のうち65歳未満の者しか企業型年金に加入できなかったが、施行後は厚生年金保険の被保険者であれば加入者となることができるようになった。
- (b) 令和4年5月1日施行以前は、国民年金の被保険者のうち60歳未満の者しか個人型年金に加入できなかったが、施行後は国民年金の被保険者であれば個人型年金に加入可能になった。

問2 一定の資格

企業型年金加入者となることについて「一定の資格」として定めることができる 4 つの資格および、当該「一定の資格」を定める場合に、企業型年金加入者とならない従業員に対して基本的には適用されていることが必要とされる措置(代替措置)について簡記しなさい。

引用元:年金12019 問2(4)(1)

- ポイント –

解釈第1-1。一定の資格として定めることができる要件は以下の通り。

- 1. 一定の職種
- 2. 一定の勤続期間
- 3. 一定の年齢
- 4. 希望するもの

加入除外された者へは以下の代替措置を設ける必要がある。

- ●「一定の職種」「一定の勤続期間」
 - イメージはすでに他制度がある場合の代替措置。
 - 厚生年金基金、DB、退職一時金制度(前払い退職金制度も含む)に加入し続けることが代替 措置になる。
- ●「一定の年齢」「希望する者」
 - どちらかといえば、新たに DC を実施する場合の代替措置。
 - 退職一時金制度(前払い一時金制度も含む)に加入し続けることが代替措置になる。
 - 「希望する者」の場合は、DB に加入することでもよい。

解答.

企業型年金加入者となることについて定めることができる資格とは、

- 1. 一定の職種
- 2. 一定の勤続年数
- 3. 一定の年齢
- 4. 希望する者

の四つである。

このうち 1、2 については、厚生年金基金(加算部分)、確定給付企業年金または退職一時金制度(前払い一時金制度も含む)が適用されていることが代替措置となる。また、3、4 については、確定給付企業年金(4 の場合のみ)または退職一時金制度(前払い一時金制度も含む)が適用されていることが代替措置となる。

問3 資格取得の時期

確定拠出年金法第 10 条に記載されている企業型年金加入者の資格取得時期をすべて列挙しなさい。

(自作)

- ポイント -----

DB の資格取得時期とまったく同じ。

解答.

以下の4点。

- 実施事業所に使用されるに至ったとき。
- その使用されている事業所もしくは事務所または船舶が、実施事業所になったとき。
- 実施事業所に使用されている者が、厚生年金保険の被保険者となったとき。
- 実施事業所に使用されている者が、企業型年金規約に定める資格を取得したとき。

掛金

問1 事業主掛金の年単位化

以下のBさんについて、(a)、(b) それぞれにおける金額を入力しなさい。なお、算出過程についても入力すること。 ((a)、(b) それぞれ 100 字以内)

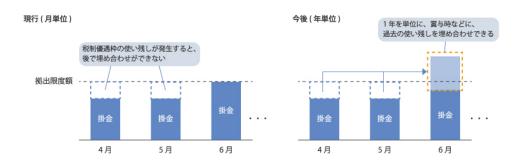
<Bさんの情報>

- 企業型年金に加入しており、確定拠出年金法施行令に規定する他制度加入者、個人型年金同時加入可能者のいずれにも該当しない
- 企業型年金加入者掛金の拠出はない
- Bさんが加入している企業型年金の拠出区分期間は3か月(年4回(3月、6月、9月、12月)の 各月に前月までの分の事業主掛金を拠出)である
- (a) 2022 年 (令和 4 年) 12 月に 60,000 円 (月額ベースで 20,000 円)、2023 年 (令和 5 年) 3 月に 60,000 円 (月額ベースで 20,000 円) の事業主掛金を拠出した場合の 2023 年 (令和 5 年) 6 月にお ける事業主掛金の最大額
- (b) 2023 年 (令和 5 年) 3 月に 60,000 円 (月額ベースで 20,000 円)、2023 年 (令和 5 年) 6 月に 60,000 円 (月額ベースで 20,000 円)、2023 年 (令和 5 年) 9 月に 80,000 円 (月額ベース 20,000 円に加え 賞与のあった 6 月分は 20,000 円を加算)の事業主掛金を拠出した場合の 2023 年 (令和 5 年) 12 月 における事業主掛金の最大額

引用元:年金12023 問2(2)(ウ)

ポイントー

法第 19 条。2018 年 1 月 1 日施行で、事業主掛金を<mark>年単位</mark>で拠出することが可能になった。



図の引用元:https://kumitateru.jp/media/topic/a46

年単位化により比較的自由に事業主掛金を拠出できるようになったが、以下のようなルールが存在する。

- その月までの拠出限度額を超えてはいけない(令第11条の2)
- 拠出区分期間の変更は年1回まで(解釈第1-2.(7))

- (a) 2023 年 6 月時点で拠出可能な事業主掛金の総額は、55,000 (円) \times 6 (月) = 330,000 (円)。 2023 年 6 月時点で実際に拠出している事業主掛金は、2023 年 3 月拠出の60,000 (円)。 したがって、2023 年 6 月に拠出できる事業主掛金の最大額は、330,000 (円) -60,000 (円) = 270,000 (円)。
- (b) 2023 年 12 月時点で拠出可能な事業主掛金の総額は、55,000 (円) × 12 (月) = 660,000 (円)。 2023 年 12 月時点で実際に拠出している事業主掛金は、2023 年 3、6、9 月に拠出した事業主掛金の合計額なので、60,000 (円) + 60,000 (円) + 80,000 (円) = 200,000 (円)。 したがって、2023 年 12 月に拠出できる事業主掛金の最大額は、660,000 (円) 200,000 (円) = 460,000 (円)。

問2 事業主掛金の算定方法:不当に差別的なもの

確定拠出年金法施行令第6条第2号において、事業主掛金の額の算定方法等は、特定の者について不当に 差別的なものでないこととされている。また、同条第4号において、企業型年金加入者が掛金を拠出する ことができることを企業型年金規約に定める場合の要件が定められており、企業型年金加入者掛金の額の決 定又は変更の方法は、特定の者について不当に差別的なものでないこととされている。

この「不当に差別的なものでないこと」に該当しないものとして『確定拠出年金法並びにこれに基づく政令及び省令について(法令解釈)』に例示されているものを 2 つ簡潔に入力しなさい。

引用元:年金12022 問2(2)(ア)

- ポイント 一

解釈第 1-3.(7) の内容をそのまま入力すればよい。

- 1. 一定の資格(職種・勤続期間・年齢)を設けて、企業年金加入者掛金の額または拠出区分期間の決定または変更方法に差を付けること。
- 2. 事業主返還において、企業型年金加入者掛金の拠出があるにもかかわらず企業型年金加入者であった者への返還額が零であること。

問3 選択制 DC:従業員への説明

『確定拠出年金法並びにこれに基づく政令及び省令について(法令解釈)』に定める、労使合意により給与等を減額した上で、当該減額部分を事業主掛金として拠出し企業型年金の個人別管理資産として積み立てるか、給与等への上乗せで受け取るかを従業員が選択する仕組みを実施するに当たって、事業主が従業員に正確な説明を行う必要がある内容に含まれるものについて簡記しなさい。

引用元:年金12021問2(2)(1)

- ポイント 一

 $Q\&A70_{\circ}$

選択制 DC を導入する際、下記の点を従業員に説明する必要がある。

• 社会保険・雇用保険等の給付が減額する可能性があること。

解答.

給与等を減額して事業主掛金を拠出した場合、社会保険・雇用保険等の給付額が減額する可能性がある点について、事業主は従業員に正確な説明を行う必要がある。

問 4 企業型年金加入者掛金:不当に制約されるものではないこと

企業型年金加入者が掛金を拠出することができることを企業型年金規約に定める場合にあっては、確定拠出年金法施行令第6条第4号ニのとおり企業型年金加入者掛金の額の決定または変更の方法その他その拠出に関する事項が事業主によって不当に制約されるものでないことが必要であるが、『確定拠出年金法並びにこれに基づく政令及び省令について(法令解釈)』に示されている、「不当に制約されるものでないこと」に該当しない例を2つ簡記しなさい。

引用元:年金12020問2(2)(2)

- ポイント ー

「不当に制約されるものでないこと」は解釈第 1-3.(8) に例示されている。ここで例示されているケースは、加入者の意思を反映してるとは言えず、法令で制限されている。

- 企業型年金加入者掛金の額または拠出区分期間の指定がなかった者は、特定の企業型年金加入者掛金の 額または拠出区分期間を選択したものとすること。
- 企業型年金加入者掛金の額が毎年自動的に増加または減少することを設けること。

問 5 加入者掛金の変更

以下の記述の正誤を判定し、誤っている場合はその理由を簡記しなさい。

企業型年金へ加入者掛金を拠出している加入者が、事業主掛金が変わらず、かつ加入者の資格も喪失しない状況で、企業型掛金拠出単位期間に1回を超えて加入者掛金を変更することができるのは、加入者掛金を零に変更する場合だけである。

引用元:年金12018 問2(2)(3)

- ポイント ―

令第6条第1項第4号ハ。則第4条の2。

マッチング拠出の掛金額は原則年1回(厳密には拠出単位期間に1回)しか変更できないが、以下に該当する場合は例外として「年1回ルール」とは別に掛金額変更が認められている。

- •「事業主掛金」の超過を回避するための変更
- ●「拠出限度額 事業主掛金額」の超過を回避するための変更
- 0 円への変更
- 0 円からの変更
- マッチング拠出額の選択肢が変更されることにより、今まで拠出していた金額が選択肢から除外された場合
- 事業主掛金額または他制度掛金相当額が引き下がる場合において、当該企業型年金の加入者掛金を 引き上げる場合 (令和6年12月1日施行)

解答.

正。

(令和6年12月1日以降の回答)

誤。

他制度掛金相当額が引き下がった時に加入者掛金を引き上げる場合も、企業型掛金拠出単位期間に1回 を超えて加入者掛金を変更できる。

他制度掛金相当額

問1 他制度掛金相当額:加入者掛金の取り扱い

通知「確定拠出年金における他制度掛金相当額及び共済掛金相当額の算定方法について(令和3年9月1日年企発第0901第2号)」に定める、加入者が掛金の一部を負担している場合の他制度掛金相当額及び共済掛金相当額にかかる取扱いについて簡潔に入力しなさい。なお、「確定給付企業年金制度の場合」と「確定給付企業年金制度以外の他制度の場合」のそれぞれについて入力すること。また、制度内容に応じた具体的な算定方法には触れなくてよい。(250字以内)

引用元:年金12023 問2(2)(イ)

- ポイント ―

算定省令第5条の理解を問う問題。

DBでは、他制度掛金相当を算定する際、加入者負担掛金を零とみなして算定するが、DB以外の他制度の場合は、加入者負担掛金も含めて算定する必要がある。

実務的には、加入者が掛金を負担している給付区分にかかる他制度掛金相当額を 0 円にするなど、合理的な方法で算定するようにしなければならない。

解答.

「確定給付企業年金制度の場合」

加入者が負担する掛金は零であるものとして算定する。

「確定給付企業年金制度以外の他制度の場合」

加入者が負担する掛金も含めて算定する。

問2 他制度掛金相当額の算定にかかる経過措置

「確定拠出年金における他制度掛金相当額及び共済掛金相当額の算定に関する省令 (令和 3 年厚生労働省令第 150号)」において定められている、2024年(令和 6 年)12月1日前を計算基準日とする財政計算の結果に基づいて掛金の額を算定する事業主等の確定給付企業年金の加入者に係る他制度掛金相当額に関する経過措置について簡潔に入力しなさい。なお、リスク分担型企業年金以外である場合についてのみ入力すること。

引用元:年金12022 問2(2)(イ)

- ポイント ー

算定省令附則第2条。2024年12月1日以前を計算基準日とする財政計算で他制度掛金を算定する場合、経過措置として、簡易型 DB と同じ方法で他制度掛金を算定できる。解答には、簡易型 DB の他制度掛金算定方法を入力すればよい。

解答.

直近の財政計算の基準日における当該財政計算の結果に基づく標準掛金額を当該財政計算の計算基準日における加入者の数で除した額を1月あたりの額に換算した額とすることができる。

問3 休職等の取り扱い

通知「確定拠出年金における他制度掛金相当額及び共済掛金相当額の算定方法について(令和3年9月1日年企発第0901第2号)」において定められている、一部の加入者の確定給付企業年金の掛金拠出がない場合(※)における、当該加入者に係る他制度掛金相当額の取り扱いについて簡潔に入力しなさい。

(※)確定給付企業年金に加入している休職者であって、掛金の拠出を中断する取扱いや一定の年齢以降 を給付の額の算定の基礎としていない等によるもの。

引用元:年金12022 問2(2)(ウ)

- ポイント ―

休職等の取り扱いについては、Q&A15,16 に記載がある。

一部の加入者について掛金の拠出がない場合も、他制度掛金相当額は零円ではなく、<mark>他の加入者と同額</mark>を 設定しなければならない。

解答.

掛金拠出や給付の額の算定の基礎の取り扱いにかかわらず、確定給付企業年金の加入者である以上、当該確 定給付企業年金の他の加入者と同じ金額を設定する必要がある。

給付

問1 老齢給付金の支給要件:通算加入者期間

確定拠出年金法第33条第1項に定める、老齢給付金の支給の請求に関する通算加入者等期間の要件を簡潔に入力しなさい。ただし、以下の取扱いについては触れなくてよい。 (250 字以内)

<触れなくてよい取扱い>

企業型年金加入者であった者のうち一定の年齢要件を満たす者について、通算加入者等期間を有しない場合であっても企業型年金加入者となった日などから起算して5年を経過した日から請求できる。

引用元:年金12023 問2(2)(ア)

- ポイント ―

老齢給付金の支給を請求できるようになる年齢は、<mark>通算加入者期間の年数 (あるいは月数)</mark> によって異なる。

解答.

通算加入者期間の要件は、年齢に応じて以下の通り。

請求可能年齢	通算加入者期間
60 歳以上 61 歳未満	10年
61 歳以上 62 歳未満	8年
62 歳以上 63 歳未満	6年
63 歳以上 64 歳未満	4年
64 歳以上 65 歳未満	2年
65 歳以上	1月

<触れなくてよい取扱い>は、令和 4 年 5 月 1 日施行で加入可能年齢が引き上げになったことを受けて、60 歳以上に初めて DC の加入者になった場合など、60 歳以上 75 歳未満の方で通算加入者期間がない人に対する措置。

制度移換•終了

問1 退職手当制度からの移換

以下の記述の正誤を判定し、誤っている場合はその理由を簡記しなさい。

平成31年1月に退職給与規程を改正することにより、事業主が企業型年金の資産管理機関へ資産を移換する場合、移行年度から、移行年度の翌年度から起算して三年度以上七年度以内の企業型年金規約で定める年度までの各年度に均等に分割して移換する必要があり、移行年度は退職給与規程の改正が行われた日の属する年度とする必要がある。

引用元:年金1 2018 問 2(2)(1)

- ポイント ―

令第22条第1項第5号。

退職手当制度は DB などのように、どこかに明示的に資産が積み立てられているわけではないので、移換すべき資産の額の確定に時間を要する可能性がある。

解答.

誤。

年度末 (3 月 31 日) から 3 か月以内に移管資産の額を確定することが困難であると認められる場合は、当該年度の翌年度、つまり平成 31 年 4 月からを移行年度とすることができる。

個人型掛金

問 1 中小事業主掛金

確定拠出年金法施行令第 29 条第 4 号に定める、中小事業主が個人型年金加入者の掛金に上乗せして中小事業主掛金を拠出することを定める場合に満たすべき要件を簡記しなさい。

引用元:年金12021問2(2)(2)

- ポイント ―

令第 29 条第 1 項第 4 号。いわゆる iDeCo+ の掛金の要件を列挙すればよい。

解答.

中小事業主掛金を拠出する場合は次に満たす要件を満たす必要がある。

- 中小事業主掛金の額の決定または変更の方法は、特定の者に不当に差別的なものでないこと。
- 中小事業主掛金について、前納および追納することができないものであること。
- 中小事業主掛金の額は、中小事業主掛金を拠出することが困難である場合を除き、個人型掛金拠出単位 期間につき1回に限り変更することができるものであること。

iDeCo+ の案内サイト

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000194195.html

問2 中小事業主掛金:一定の資格

中小事業主が個人型年金加入者の掛金に上乗せして拠出する中小事業主掛金の拠出対象となる者については「一定の資格」を定めることができるが、『確定拠出年金法並びにこれに基づく政令及び省令について(法令解釈)』に記載されている「一定の資格」として定めることのできるものをすべて簡記しなさい。

引用元:年金12021問2(2)(3)

- ポイント -

解釈第 2-2.(1)。

「一定の資格」として定めることができる要件をまとめた表は以下の通り。

	DB の加入者	企業型 DC の加入者	中小事業主掛金の拠出の対象
一定の職種	0	0	0
一定の勤続期間		\bigcirc	X
一定の年齢		\bigcirc	\bigcirc
希望する者		\bigcirc	X
休職等期間中でない者		×	X

→「一定の職種」と「一定の年齢」についてだけ書けばよい。

- ●「一定の職種」に属する加入者のみを中小事業主掛金の拠出対象者とすること。
- 当該厚生年金適用事業所に使用される期間のうち、「一定の勤続期間以上(または未満)」の加入者のみを中小事業主掛金の拠出対象者とすること。

▋ ポータビリティ

問1 個人別管理資産の移換時の説明義務①

個人別管理資産に企業型年金加入者掛金(以下「本人拠出相当額」)が含まれる企業型年金加入者が企業型年金加入者の資格を喪失するとともに確定給付企業年金の加入者の資格を取得し、当該確定給付企業年金へ個人別管理資産の移換を行うときに、『確定拠出年金法並びにこれに基づく政令及び省令について(法令解釈)』に定める、本人拠出相当額の課税に関して事業主が当該資格喪失者に対して十分説明することとされている事項について簡記しなさい。引用元:年金1 2020 問 2(2)①

- ポイント ―

企業型 DC 加入者が資格喪失したときに事業主が説明すべき事項は、解釈第 11-1. に以下の 4 つが挙げられている。

- 1. 個人別管理資産の移換の申出は、資格喪失した日の属する月の翌月から起算して 6 ヶ月以内に行うこと。
- 2. 上記の申出を行わない場合は、以下のいずれかの取り扱いがされること。
 - (a) 他の企業型 DC の加入者となる場合は、その企業型 DC に個人別管理資産が移換される。
 - (b) 個人型 DC の加入者となる場合は、その個人型 DC に個人別管理資産が移換される。
 - (c) 上記のいずれにも該当しない場合は、個人別管理資産は連合会に自動移換される。なお、連合会移換者である間は運用されず、管理手数料が引き落とされる。その際、当該期間は通算加入者期間に算入されないため、老齢給付金の支払い開始時期が遅くなる可能性がある。
- 3. DB の加入者になる場合は、資格喪失した日の属する月の翌月から起算して 6 τ 月以内であれば、 DB へ個人別管理資産を移換できること。また、個人別管理資産が連合会に自動移換されている者 (2.(c) の者) が、DB の加入者となった場合、DB へ資産移換できること。
 - なお、DB の本人拠出相当額は<mark>拠出時に課税、給付時に非課税</mark>の取り扱いであるが、移換する個人別管理資産に企業型 DC の本人拠出相当額が含まれていても、DB の本人拠出相当額としての取り扱いではなく、給付時に課税されることも説明しなければならない。
- 4. 企業型 DC から DB や中退共に移換する場合、DC に加入していた期間が移換先の制度設計に合わせた期間に調整される可能性があること。

この問題は「本人拠出額の課税」に関してのみ問うているため、3. のなお書以降をまとめればよい。

解答.

企業型 DC の本人拠出額は拠出時に課税されないため、確定給付企業年金に移換する個人別管理資産の中に本人拠出額が含まれていても、給付時に課税される。確定給付企業年金の本人拠出額の取り扱いが、拠出時に課税、給付時に非課税であるため、両者を混同しないように資格喪失者に対して十分説明する必要がある。

問 2 個人別管理資産の移換時の説明義務②

企業型年金の加入者が資格を喪失した場合に事業主が当該資格喪失者に対して十分説明することとされている事項のうち、「個人別管理資産がある企業型年金加入者が資格を喪失し、資格喪失日の属する月の翌月から起算して6月以内に他の企業型年金等へ個人別管理資産の移換を行う旨の申出を行わない場合の取扱い」について、簡記しなさい。

引用元:年金12019 問2(4)(2)

- ポイント ー

企業型 DC 加入者が資格喪失したときに事業主が説明すべき事項は、解釈第 11-1. に以下の 4 つが挙げられている。(再掲)

- 1. 個人別管理資産の移換の申出は、資格喪失した日の属する月の翌月から起算して 6 ヶ月以内に行うこと。
- 2. 上記の申出を行わない場合は、以下のいずれかの取り扱いがされること。
 - (a) 他の企業型 DC の加入者となる場合は、その企業型 DC に個人別管理資産が移換される。
 - (b) 個人型 DC の加入者となる場合は、その個人型 DC に個人別管理資産が移換される。
 - (c) 上記のいずれにも該当しない場合は、個人別管理資産は連合会に自動移換される。なお、連合会移換者である間は運用されず、管理手数料が引き落とされる。その際、当該期間は通算加入者期間に算入されないため、老齢給付金の支払い開始時期が遅くなる可能性がある。
- 3. DB の加入者になる場合は、資格喪失した日の属する月の翌月から起算して 6 ヶ月以内であれば、DB へ個人別管理資産を移換できること。また、個人別管理資産が連合会に自動移換されている者 (2.(c) の者) が、DB の加入者となった場合、DB へ資産移換できること。 なお、DB の本人拠出相当額は拠出時に課税、給付時に非課税の取り扱いであるが、移換する個人
 - 別管理資産に企業型 DC の本人拠出相当額が含まれていても、DB の本人拠出相当額としての取り扱いではなく、給付時に課税されることも説明しなければならない。
- 4. 企業型 DC から DB や中退共に移換する場合、DC に加入していた期間が移換先の制度設計に合わせた期間に調整される可能性があること。

この問題は移換の申出をしなかったケースを問うているため、2.の内容を答えればよい。

解答.

説明すべき事項を以下に列挙する。

- 他の企業型年金の加入者となる場合は、その企業型年金に個人別管理資産が移換されること。
- 個人型年金の加入者となる場合は、その個人型年金に個人別管理資産が移換されること。
- 上記のいずれにも該当しない場合は、個人別管理資産は国民年金連合会に移換されること。なお、連合会移換者である間は運用されず、管理手数料が引き落とされること。また、その期間は通算加入者期間に算入されないため、老齢給付金の支給開始時期が遅くなる可能性があること。